

## 唐代西州における群牧と馬の賣買

中田裕子

貞觀十四年(640)、高昌國は交河道行軍大總管である侯君集の攻撃によって滅亡し、唐王朝の支配下に入った。唐王朝はその地に西州を設置し、高昌・交河・柳中・蒲昌・天山の五縣を置き、さらに西州都護府を設置し、その後この地は唐王朝西方の重要な軍事據點となっていた。

唐王朝はこのような軍事據點を支えるためにも「長行馬(長行馬驢・長行車牛)」と呼ばれる騎乗・運搬用の馬、あるいはその他の家畜も、それぞれ公共交通のために使用していた。

もともと高昌國には「袁行馬・車牛」と呼ばれる交通機關があり、それは民間からの家畜供出によって支えられていた〔荒川1993、p.27〕。長行馬とはその交通機關を繼承したものであるとされ、荒川正晴は「馬畜を有する戸からの供出によるその運用も、西州設置後も繼續して施行された」と述べつつ、「その後の唐の中央アジアに対する支配の擴大・長期化にともない、長行馬・車牛も州縣附屬の馬・車坊に管理される官有の馬・車牛」となったと述べている〔荒川1993、p.47〕。このように、各戸が私的に所有し供出していた馬や牛などは、唐王朝が、その地での支配力を強めていくにつれ、官有すなわち國家所有のものとなっていたと考えられる。

ところが西州時期のトルファンにおいて、このような官有の馬牛のほか、私的に所有されていると見られる馬が軍營に徵發されており、さらには私的所有に歸する「群牧」と呼ばれる牧場もあった事から、官有・私有の家畜とそれを飼養する牧場が併存していたことがうかがえる。さらには西州において、それらの私的な家畜の賣買が頻繁に見られ、節度使すら使者を派遣して馬を購入していたのである。

そこで、本稿では、このような私的所有の馬や個人所有の牧場が西州においてどのように重要であり、またまたそれらの私的所有にかかる家畜がなぜ西州において賣買されていたのか検討してみたい。

## 一、西州における私馬と群牧

西州都護府の設置後、その地において、「長行馬（長行馬驢・長行車牛）」と呼ばれる家畜を用いた独自の交通システムが築かれたことは、すでに先學によって研究が重ねられている<sup>1</sup>。

この「長行馬」について、荒川正晴はトルファン文書から詳細な検討を行い、本来、州府の付屬機關として機能していたものが、七世紀末以降の唐の軍事支配の強化により、實質的に駐屯軍將兵が管理・運用する交通機關となったと述べる〔荒川1993、p.47〕

トルファン文書からは、当時、西州に置かれた五縣に前庭府（高昌）・岸頭府（交河縣）・蒲昌府（蒲昌縣）・天山府（天山縣）の折衝府がそれぞれ置かれていたことがわかる〔荒川1989、p.60〕〔張2003、pp.244-247〕。

西州における折衝府のうち、蒲昌府には、「蒲昌群」とよばれる群牧、すなわち馬を放牧するための牧場があったと見られ〔荒川1990、p.30〕〔七2005、p.138〕、スタイン將來のトルファン文書、Or.8212/565（Ast.III.3.06）「唐西州典張從牒爲檢校開元十年（722）蒲昌群長行馬事」（圖版・録文：Maspero1953,PlateXXXI,p.147、陳國燦1994、pp.210-211、沙知・吳芳思2005-1、p.128）によれば、その蒲昌群が所有する馬數は一四六疋にのぼったことがわかる。

この文書を検討した荒川は「長行馬は、放牧から槽での飼育や使者への差配まで兵士によって管理され、運営されるものである」と述べ、長行馬が當地の府兵にとって重要な馬であったことが指摘されている〔荒川1990、p.32〕。

このように、西州では兵士によって長行馬が管理され、軍事的な使用を目的とした馬と交通的な使用を目的とした馬が密接な関係にあったが、これまでの研究では、その馬を活用した軍事據點のあり方や交通機能を論じることに重きが置かれ、それらを支える馬そのものが、どのように供給されていたのか論じられることはなかった。

おそらく、これらの馬は折衝府管内の土着の民が私的に所有していた家畜を供出していたものと考えられるが、トルファン文書中には私的に所有されていたと見られる馬が多數存在し、軍馬として徴用されていた例が見える。

たとえば七小紅によれば、西州蒲昌縣において衛士の私馬が軍馬として徴用されていたと指摘される〔七2006、p.149-150〕。それを記す文書を以下に掲げる。

72TAM188:30「唐西州蒲昌縣牒爲申送健兒渾小弟馬赴州事」（圖録・録文：『圖文』肆、卷頭寫眞、p.27。3行目の正方形等は蒲州縣印を示す。）

<sup>1</sup>例えば〔藤枝1956〕〔孔汜星1981〕〔王冀青1985〕〔荒川1989〕〔荒川1990〕〔荒川1995〕。

- 1 蒲昌縣 爲申送渾小弟馬一匹赴州具上事  
2 健兒渾小弟徵馬壹疋 駟敦六歲

- 3 右、得上件人兄虔慶牒稱、被徵馬一疋、今備得、具毛色

〔和譯〕

蒲昌縣より、渾小弟の馬一匹を州に向けて送る件について、つぶさに報告をすること。

健兒の渾小弟より徴収した馬一疋 口先が黒い黄毛の去勢馬 六歳。

右のことがらについて、上件人の兄虔慶の牒を得たところ、馬が一疋徴用され、今備え得るに、つぶさに毛色を…

この文書は、赤木崇敏によって申式文書と分類されるものと同一のものであると考えられる。当時、鎮や長行坊が西州都督府へ文書を上申する際に、同時に所管の縣にも文書を提出、縣はこれら諸機關からの報告をつき合わせて事實關係を確認して、州の擔當部局へ報告する仕組みとなっていたという〔赤木 2008、p.89〕。おそらくこの文書も同様のもので、この健兒の所屬する鎮より蒲昌縣と西州都督府へ送られたものであろう。

また 72TAM188:82 (a) 「唐神龍二年（706）主帥渾小弟上西州都督府狀為處分馬踏料事」（圖録・録文：『圖文』肆 p.26）にも渾小弟は登場する。この文書は全 20 行からなるが、4 行目に紙縫が見え、ここで文書が貼り次がれている。おそらく、ここで別の内容の文書と連貼されたのであろう。以下には、渾小弟が登場する 5 行目からの録文と和譯を掲げる。

（前略）

- 5 狀上州  
6  馬一疋 駟敦  
7  新備得上件馬、今月一日至營、其踏料未   
8  謹以狀上、聽裁。  
9  如前。謹牒。  
10 神龍二年二月 日主帥渾小弟

（後略）

〔和譯〕

州へ状によって申し上げます。

馬一疋 口先が黒い黄毛の去勢馬。

新たに備え得た上件の馬が今月一日に營に到着いたしました。…まだその飼料を…。

…謹んで状をもって申し上げます。ご處分ください。

〔取り調べは〕先のごとくです。謹んで牒します。

ここより、個人の私的所有にかかる馬が徴用され、西州都督府へ送られていたことがうかがえる。また72TAM188:81 (a)「唐徴馬送州付營檢領狀」(圖録・録文：『圖文』肆 p.28)にも健兒から徴収した馬が營に支給されていることが記される。これも、4行目の後に大きな空白があり、その後に紙縫が見え連貼されている。裏面の紙縫部分には「**我**」のサインが見える。以下に5行目からの録文と和譯を掲げる。

(前略)

- 5 状上州
- 6 〓馬一疋 赤草五歳 劉狀舉一疋忿草 六歳 沮渠意違一疋紫父□□
- 7 〓牒稱得狀稱前件人等、被徴馬速備送州者、營〓
- 8 〓**今**隨狀送州、請呈印者、別牒營檢領訖上、仍取領
- 9 〓付坊餽飼訖、今以狀上。

〔和譯〕

州へ状をもって申し上げます。

…馬一疋、うすあかげ、五歳、劉狀舉、一疋、あおあしげ、六歳 沮渠意違、一疋、くりげ、おす…牒をえたところ、前件人等の狀が申しますに徴用された馬を速やかに州に送るといいました。營…今狀にしたがって〔馬を〕州に送り、印を確認することを請い願います。別の牒により、營にて調べが終わったのち、處理し…。坊においては飼養することを終えましたので、今このことがらにつき上申いたします。

このように私的所有にかかる馬には印が押されており、それらが確認されていたことがうかがえる。

また65TAM40:24,25「唐某府官馬帳」(圖録・録文：『圖文』參 p.296)には、以下のような記載が見える。

- 1 〓府官馬總十疋〓

- 2 翟達住一匹 敦十歳 楊歡徳馬一疋□□□□
- 3 □□□□歳 楊孝君馬□疋
- 4 □□□□馬一疋驪敦十歳 李才行馬一疋駁敦八歳
- 5 □□□□歳 楊圈徳□□疋赤□□□□

この文書は、某折衝府に對して個人の私馬が供出され、登録されていた帳簿であると考えられる〔七 2006、p. 151〕。ここより折衝府の衛士は、折衝府管轄内の民を徴収することより、個人的な馬が折衝府に供出され、官馬となっていたこと、すなわち兵士の私馬が軍馬として徴用されていたことがわかる。

また、Or.8212/568 (Ast.III.4.076)「唐神龍元年(705)高昌縣白神感等辭爲放免戸備馬匹事」(圖版・録文: Maspero 1953, PlateXXXI, p.149, 陳國燦 1994、p.266、沙知・吳芳思 2005-1、p. 130)には、さらに「公私馬」と呼ばれる名稱も存在する。この文書の内容は、高昌縣の白神感等が高寧城に寄住していたが、自ら所有する馬を戸内に備えたまま徴發されてしまったところ、司馬によってその馬が西州に送られてしまったので、その馬を放免することを西州府に上申した辭である、という〔荒川 2000、p.287〕。

この公私馬とは「西州では私的所有にかかる民間馬が徴發され、半ば官馬的な存在となっていた語と推測される」〔荒川 2000、p.287〕と指摘され、個人的な馬が西州に直接徴發されていたのである。

また長行坊には私印の押された馬がいたことが、スタイン將來漢文文書 Or.8212/551 (Ast.III.3.07-08)「唐西州長行坊配兵放馬簿」(圖版・録文: Maspero 1953, plate XX-XX II, p113-115、 陳國燦 1994、pp.199-206、沙知・吳芳思 2005-1、p.91-94)、Or.8212/553 (Ast.III.3.09-0.10)「唐開元十年(722)西州長行坊發送、收領馬、驢帳」(圖版・録文: Maspero1953,plate XXIV-XXV,p123-124、 陳國燦 1994、pp.192-198、沙知・吳芳思 2005-1、pp.97-100) などよりうかがえる。

例えばその中で、Or.8212/551 (07)、18 行目には「一疋、赤草、二歳、帶星、未印私印 仙(一疋。うすあかげのめす、二歳、白斑、官印を押さず、私印あり。仙。)」(08)、48 行目には「一疋、赤草、二歳、玉面連鼻白 三蹄白、未印私印 仙(一疋。うすあかげのめす、二歳、鼻先まで白、三つのひづめが白い、官印を押さず、私印あり。)」と記される。また Or. 8212/553、(09)、15 行目には、「一疋、忿敦、十二歳 次膚、梁微破、兩耳決、近人鼻決、腿膊蕃印、遠人類私印西長官印(一疋。あしげ、去勢馬、十二歳、中等、たてがみに少しのかすり傷、兩耳に切り傷、手前の鼻に切り傷。桃に外國字の印、向こう側の頬に私印と西長官印があり)」と記される。

この文書中に見える「赤」、「罽」などは毛色の種類、「草」、「敦」はそれぞれ「めす」、「去勢馬」を示しており、また烙印、傷などの特徴も細かく記されている〔藤枝 1956、p.6〕また、左右は近人、遠人であらわし、「人が右手で手綱をとって近い方と遠い方」という意味であると考えられ、Or.8212/551に見える「仙」の文字は、おそらく馬を實見し、チェックをしたもののサインであると見られる〔藤枝 1956、p.6〕。

ここには私印の押されているものとして二種類の記載が存在し、ひとつは「未印私印」とみえるもの、もうひとつは「私印西長官印」として記されるものがある。この「西長官印」とは、「西州長行坊」の略であるという〔藤枝 1956、p.8〕。

つまり、長行坊には、私印と西州長行坊の印が竝列して押されている馬が存在したのである。なぜ、このように私印と長行坊の印が同時に押されることになったのか。

おそらく、先の「公私馬」の例と同様に、私的に飼養されていた馬が徴發され、西州の長行坊に收容された結果、半ば官馬的な存在となっていたからと考えられるのではないだろうか。

この私印に関しては、近年發見された『明鈔本天聖令』上・下（圖録：上、pp.112、校録：下、p.303）に、その規定が掲載される。

唐 30 條 諸有私馬五十匹以上、欲申牒造印者聽、不得興（興）官印同、竝印項。在餘處有印者、沒官。蕃馬不在此例。如當官印處有癩痕者、亦括沒…。

〔和譯〕

およそ私馬が 50 匹以上あれば、上申して印をつくることを望むものはこれを許すが、官印と同じものは與えられず、うなじに印を押す。別の部分に印があるものは、官が沒收する。蕃馬はこの例にはない。もし官印の部分に傷のあるものは、また沒收する…。

つまり、私馬を 50 匹以上所有するものに私印が與えられたのである。この規定では「項（うなじ）に押す」とあるが、西州では頬に押すこともあったことがうかがえる。スタイン將來文書に見える馬にも、「私印西長官印」という私印が押されているということであれば、そこにも五十頭以上の馬があったと考えてよいだろう。いずれにしても、西州には私牧が存在していたことになる。西州では、長行馬が、官有の牧場からだけでなく、そのような私牧からも徴發されていたのである。

では、トルファン文書には、そのような私牧について記すところがあるだろう

か。私は、おそらく、文書中に見える「群牧」がそれに当たるのではないかと考えている。「群牧」とは、唐王朝の管理する牧場の一つであるが、従来の研究では、官營、私營の別は論じられてこなかった。

この「群牧」に関して、荒川は73TAM509:23/1-1(a)「唐開元二十二年(734)西州高昌縣申西州都督府牒爲差人夫修堤堰事」(圖版・録文『圖文』肆、p.317)を検討し、ここに現れる群牧は官營の群牧場で放牧に当たっていた牧子を指していたといい、ここから高昌城での群牧の存在が想像されるとし、群牧に関して基本的に官營であったと述べる〔荒川1997、p.56〕。

しかし、西州には私的な群牧が存在する。たとえば、73TAM509:8/26(b)「唐唐昌觀申當觀長生牛羊數狀」(圖録・録文:『圖文』肆、p.338)には次のようにある。

- 1 唐昌觀 狀上
- 2 當觀<sup>長</sup>羊大小總二百廿廿八口
- 3 一 百 五 十 二 口 白 羊
- 4 廿 廿 八 口 殺 羖
- 5 羔 子 廿 廿 八 口
- 6 廿 廿 八 口 今 年 新 生 羔 子
- 7 牒當觀先無群牧，三、五年諸家
- 8 布施及贖生、零落雜合存得上件
- 9 數具色目如前、請處分。

〔和譯〕

唐昌觀より申し上げます。當觀の長生羊は大小あわせて全てで二百四十八口であり、そのうち一五二口は白羊、四八口は黒羊、子羊は四八口です。

そのうち四八口は今年新たに生まれた子羊です。

牒しますに、當觀は以前には群牧はありませんでしたが、三、五年のうちに諸家のお布施や贖生(生き物をにがして徳を積むために生き物をすてること)によって、ばらばらだったものが集まって、上件の数になりました。

数と詳細な種類は先の通りです。處分を請います。

これは馬の群牧ではないが、私的な群牧の存在を表しているといえよう。

そもそも唐令には、監と群という馬などの家畜を育てる牧場があった。その規模などに關する規定を以下に掲げる。

『唐六典』卷17、太僕寺 (p.486)

諸牧監掌群牧孳課之事。凡馬五千匹爲上監、三千匹已上爲中監、已下爲下監。凡馬・牛之群以百二十、駝・騾・驢之群以七十、羊之群以六百二十、群有牧長・牧尉。

〔和譯〕

およそ牧監は群牧の繁殖の職務を掌る。およそ馬五千匹を上監とし、三千匹以上を中監とし、それ以下を下監とする。およそ馬・牛の群は百二十、駝・騾・驢の群は七十、羊の群六百二十をもってし、群には牧長・牧尉が存在する。

このように、唐王朝には「監」と「群」と呼ばれる二種類の馬牧場が存在し、「監牧」とは何千匹もの馬を養牧している大規模なものであったが、「群牧」とは、馬およびその他の家畜を含む、比較的小規模なものであることがわかる。

このように、西州において私的な「群牧」が存在したことは史料からうかがえ、『唐六典』で定められた規定に達していない牧場をも「群牧」と呼び、その牧場中には個人的に所有されたものが含まれているということが理解できるのではないであろうか。では、次に私的所有の家畜の馬賣買の重要性に關して、論じてみたい。

## 二、西州での馬の購入とソグド系商人

龍谷大學所藏「開元十六年請紙牒案」には、河西市馬使の米眞陀が、馬を購入するために西州を訪れたことが記されている。この市馬使とは、池田温によれば唐王朝が派遣したもので、「西域の良馬の購入のためには專使」であり、「はるか西方におもむいて現地買い付けをおこなっていた」者もいたという〔池田1980、p.322〕。ここでは「開元十六年請紙牒案」の市馬使を檢討することにより、西州での馬の賣買に關して考察を加えたい。

この文書はすでに内藤乾吉、小笠原宣秀、西村元祐などにより検討されている〔内藤1960〕〔小笠原／西村1960〕。それらの先行研究によれば、この文書は六紙が連貼されており、一～三紙までが「兵曹法曹請紙文書」と名付けられ、主に兵曹司や法曹司が紙筆の支給を司る録事司に、紙筆を請求したものであるとされる〔内藤1960、p.40〕。また、四～六紙までが「河西市馬使請紙文書」と名付けられ、河西節度使に派遣された司馬使米眞陀が西州へ馬を買いに來た際、紙筆が必要となったため西州都督府に請求した際のものであるとされる〔内藤1960、p.40〕。

以下に、今回主に論じる四紙から六紙までの録文と和譯を掲げる。

大谷 5839 「開元十六年請紙牒案」 第四紙～第六紙（圖録：『大谷』 III、圖版九、録文：『大谷』 III、pp.208-209、内藤 1960、pp. 37-38、12、13 行目と 27、28 行の間に紙縫あり。紙縫背面に「沙」のサインあり。9、10 行目の正方形は西州都督府印の位置を表す。）

1 案紙貳伯張 次紙壹伯張 筆兩管 墨一挺

2 牒。眞陁今縁市馬要前件紙筆等、請准式處

3 分。謹牒。

4 開元十六年五月 日河西市馬使米眞陁牒

5 付司。檢令式、河西節度

6 買馬、不是別 敕令市。計不

7 合請紙筆。處分過。楚珪

8 示。 廿九日

9 五月廿九日 録事使

10 録事參軍 沙安 付

11 檢案沙白

12 一日

..... [紙縫] ..... 沙（紙背押縫）

13 牒檢案連如前。謹牒。

14 六月 日 史 李藝 牒

15 檢 沙 白

16 一日

17 案紙二百張 次一百張 筆兩管 墨一挺

18 右得河西市馬使牒。請上件紙墨等。

19 都督判、檢令式、河西節度買馬、不是別

20 敕令市。計不合請紙筆。處分過者。依檢

21 前後市馬使鞠中郎等。竝無請紙墨等

22 處。

23 牒件檢如前。謹牒。

24 六月 日 史 李藝 牒

25 承前市馬、非是一般。或朔方

26 遠湊、或河西頻來、前後

27 只見自供。州縣不曾 官給

..... [紙縫] ..... 沙（紙背押縫）

28 既無體例可依。曹司實

(後缺)

〔1～8行までの和譯〕

案紙貳伯張 次紙壹伯張 筆兩管 墨一挺

牒します。眞陀今は馬を買い求めるために、前件の紙筆等が必要です。式に准じ處分をお願いします。謹んで牒します。開元十六年五月日河西市馬使米眞陀が牒します。

司にまわせ。令・式を調べよ。河西節度使が馬を買うために別の敕が下されて、買い求めに来たわけではない。はかるに紙筆を請うべきではない。處分せよ。楚珪が指示する。二十九日。

〔17～28行までの和譯〕

案紙二百張 次一百張 筆筒管 墨一挺

右のことがらについて、河西市馬使の牒を得たところ、上件の紙墨等を求めている。

都督が判するために、令式を調べたところ、河西節度使が馬を買うことは、別の敕が下されて購入するのではない。はかるに紙筆を請うべきではない。處分せよ。その前後にやってきた市馬使の鞠中郎等の案件を調べたところ、みな墨を求めることはなかった。

牒しますに、取り調べは先のごとくです。謹んで牒します。六月日李藝が牒いたします。前述の馬を買うことは一般的ではない。あるいは北方の地から遠くやって来たり、あるいは河西から頻繁にやってきても自ら持ってくるものである。これまでも州縣では官府は(紙筆を)給付しなかった。決まり事の據るべきところがないなら、曹司、實に…

この河西市馬使とはその名稱の通り、馬を購入するためにもうけられた使職であり、河西節度使が派遣し、西州において馬を購入させていたと考えられる。

官有の牧場であれば、唐の官僚である河西市馬使が、馬を「購入」という形で手に入れようとするはずはあるまい。つまり、西州に彼らが赴き、馬を購入するというのは、それは、あくまで私的な「群牧」からの購入であったと考えられよう。

このように、西州では私的な馬賣買が可能な地であったのである。

しかし、實は、河西自體が、そもそも良馬の産地であった。『舊唐書』卷132、李抱玉傳(p.3645)には次のような記事がある。

李抱玉、武徳功臣安興貴之裔。代居河西、善養名馬、爲時所稱。…抱玉少長西州、好騎射、常從軍幕、沉毅有謀、小心忠謹。

〔和譯〕

李抱玉は、武徳時の功臣で、安興貴の子孫である。代々河西に居住し、名馬を養い育てることを得意とし、時に稱えられることもあった。…抱玉は幼いときから西州で育ち、騎射を得意とし、常に軍營に従い、落ち着いていて策があり、注意深い心を持ち、忠實につとめに勵んだ。

しかし、なぜ河西節度使がわざわざ西州にまで市馬使を派遣し、馬を購入しなければならなかったのでしょうか。

本来、唐王朝は、突厥との関係もあって、軍馬が豊富で、官有の牧場、「監牧」が充實していた。ところが、調露元年（679）に、唐王朝配下にあった突厥が次々に反亂を起こしたため、馬の供給が一時枯渇してしまった<sup>2</sup>。唐王朝が馬不足からようやく立ち直ったのが、開元十六年のころであったという。おそらくこの頃、唐王朝の馬獲得政策の効果が表われ始めた頃であろう。そのような馬獲得政策の一つに、馬を私的に購入するということも含まれていたのではないか。この頃、頻繁に吐蕃が河西に攻め込んでいた時期でもある。

ただ開元十六年（728）七月にも吐蕃は瓜州に攻め込んでいるが、隴右節度使の張志亮や河西節度使の蕭嵩はそれを撃退している<sup>3</sup>。唐は、吐蕃の攻撃に備えるために、大量の軍馬が必要となっていた。河西節度使が、西域の良馬を買い求めたのはそのような理由からであったと考えられよう。

また、『新唐書』巻50、兵志、馬條には、安祿山が蜂起した際に、唐軍は、「監牧・私群」から馬を集めてようやく数萬となったという記事がみえる。

『新唐書』巻五十、兵志、馬條、(p.1339)

安祿山以内外閑廩都使兼知樓煩監、陰選勝甲馬歸范陽、故其兵力傾天下而卒反。肅宗收兵至彭原、率官吏馬抵平涼、蒐監牧及私群、得馬數萬、軍遂振。

〔和譯〕

安祿山は内外閑廩都使・知樓煩監を兼ねていたので、密かにすぐれた軍馬を選んで范陽に歸還し、よって兵力が天下を傾け、ついに反亂を起こした。肅宗は兵をあつめ彭原に至り、官吏の馬を率いて平涼にいたり、監牧および私群をあつめ、馬數萬を得て、軍はやっと奮い立った。

<sup>2</sup>拙稿「唐代六胡州におけるソグド系突厥」『東洋史苑』72、2009。

<sup>3</sup>『新唐書』巻5、玄宗紀（p. 133）

〔開元十六年（728）〕七月、吐蕃寇瓜州、刺史張守珪敗之。乙巳、隴右節度使張志亮・河西節度使蕭嵩克吐蕃大莫門城。

〔開元十六年〕七月、吐蕃が瓜州に攻め込むも、刺史張守珪はこれを打ち破る。乙巳、隴右節度使張志亮・河西節度使蕭嵩が吐蕃を大莫門城にて破る。

この監牧とはさきほど述べた「監」と同じで、大規模な官營牧場を指し、私群とはおそらく私的に所有されていた「群牧」であると考えられよう。ここで「監牧と私群において得られた馬は數萬にいたった」とはあるが、安祿山蜂起時には、ほとんどの監牧は安祿山によって掌握されていたのであるから<sup>4</sup>、監牧が提供できた馬匹の数はそう多くはないと推測され、唐軍は、その大部分を「私群」に頼らざるを得なかったのではあるまいか。突厥が供給する馬を官有として、軍馬は長行馬に使用し、國力を充實させてきた唐王朝であったが、7世紀終わり頃からは、突厥の反亂もあり、彼らからの馬の供給が期待できなくなった。いったんは回復したものの、さらには、吐蕃の攻撃や、安史の亂が續き、それらに對しては、官有の軍馬が不足し、私的な「群牧」の馬に頼らざるを得なくなったのである。本稿で取り上げた、西州「群牧」における馬の賣買に関する文書は、この頃、官馬の不足に悩んだ唐王朝にとって、私的な「群牧」がいかに重要であったことを物語っているものと言えよう

ところで、先ほど掲げた大谷 5839「開元十六年請紙牒案」に登場する市馬使は「米眞陁」というソグド系の姓をもつものであった。この頃、西州ではソグド系の姓を持つ者が馬をはじめとする家畜賣買を頻繁に行っていた。以下にその他の私的な家畜賣買の例を掲げる。

たとえば書道博 31「唐開元廿九年（741）六月眞容寺累年契」（圖録：仁井田 2001、Pl.III、録文：仁井田 2001、p.155、8・9 行目の間の直線は畫指）には次のようにある。

- 1 開元廿九年六月十日眞容寺於于謹城
- 2 交用大練捌匹、買興胡安忽娑烏柏
- 3 特牛一頭、肆歲。其牛及練即日交相
- 4 付了。如后牛有寒盜、竝仰主保
- 5 知當、不忤買人之事。兩主對面、
- 6 畫指記。

7	練主	
8	牛主安忽娑年卅	
9	保人安朱葭年卅二	

<sup>4</sup>『舊唐書』卷 199、安祿山傳（p.5369）「十三載正月…又請爲閑厰・隴右群牧等都使、奏吉温爲武部侍郎兼中丞、爲其副、又請知總監事。既爲閑厰・群牧等使、上筋脚馬、皆陰選擇之、奪得樓煩監牧及奪張文儼馬牧。」（十三載正月、…〔安祿山は〕閑厰・隴右群牧等都使となることを願ひ、吉温を武部侍郎兼中丞とし、（閑厰）副使とすることを上奏し、また總監事（監牧の總監）とすることを願った。すでに閑厰・群牧等使となり、筋力に優れた足の強い馬をひそかに選び、樓煩監の牧場および張文儼の馬牧をうばった。）安祿山と唐王朝の馬政の關係については、別稿で詳しく論じる（『龍谷史壇』、近刊）。

〔1～6行までの和譯〕

開元二九年（741）六月十日眞容寺が于謹城において興胡（ソグド人）安忽娑の鳥柏特牛一頭、肆歳を大練八匹で購入した。その牛および練はそのうちのうちに支拂われた。もし、その後に牛が盗難にあっても、みなその持ち主がその責任を持ち、買人を煩わせることはない。兩主は對面して、畫指にて記す。

また② 73TAM509:8/10「唐開元二十一年（733）石染典買馬契」（圖版・録文：『圖文』肆、p.279）にも次のような記事がある。

- 1 馬壹疋驩敦六歳
- 2 開元廿一年正月五日西州百姓石染典交用大練拾捌
- 3 疋、今於西州市、買康思禮邊上件馬。其馬
- 4 及練即日各交相分付了。如後有人寒
- 5 盜識認者、一仰主、保知當不關買人之事。恐
- 6 人無信、故立私契。兩共和可書指爲記。
- 7 練主
- 8 馬主別將康思禮年卅四
- 9 保人興胡羅世那年卅
- 10 保人興胡安達漢年卅五
- 11 保人西州百姓石早寒年五十

〔1～6行までの和譯〕

馬一疋、黒毛の赤馬、去勢馬六歳

開元二十一年正月五日、西州の百姓石染典が大練十八疋で西州において康思禮のもとから上件の馬を購入した。その馬および練はその日の内にそれぞれに支拂われた。もし後にその後に盗難にあっても、みなその持ち主がその責任を持ち、買人に關係ない事とする。人は契約を守らない恐れがあるので、私的に契約を結ぶ。兩者が合意すれば、畫指にて記す。

このように、①の文書は「安」というソグド姓を持つソグド系のものが賣り手であり、保證人も、「安」姓を持つソグド系の者である。②に関しては賣り手が「康」姓、買手が「石」姓のソグド系、保證人もすべて「羅」「安」「石」などの姓を持つソグド系の者であることがわかる。②に見える石染典は、別の文書からわかる

ように西州の百姓でありながら遊撃將軍の地位を持っていたソグド系の人物である<sup>5</sup>。

ここより西州の百姓たる者が過所を獲得し、自由に馬の賣買を行っていることがうかがえ、当時の西州では、ソグド系の者による私的な馬の賣買が頻繁に行われていたことがわかる。

また突騎施の首領が馬を賣買している史料も存在する。72TAM188:87 (a)「唐譯語人何徳力代書突騎施首領多亥達干收領馬價抄」(圖版・録文：『吐魯番出土文書』肆、p.41、5行目の直線は畫指。)

(前缺)

- 1 □錢貳拾貫肆伯文
- 2 右酬首領多亥達干馬參疋直。
- 3 十二月十一日付突騎施首領多亥達
- 4 干領
- 5 譯語人何 徳力

〔和譯〕

錢貳拾貫肆伯文、右のことがらは〔突騎施〕首領の多亥達干の馬三疋の値として支拂う。十二月十一日付で突騎施首領多亥達干は〔その代金を〕受け取った。翻譯人何徳力。

ここでは高田時雄が指摘するように、異民族との馬賣買の仲介人として何というソグド姓を持つ者が活躍している〔高田 2009、p.272〕。

つまり、西州で馬を買い付けた河西市馬使の米眞陁は、「米」というソグド姓を持つソグド系の者であり、さらに西州において、馬の賣買を行っていた石染典も「石」というソグド姓を持つ。当時、私的な馬の賣買が頻繁に行われていた西州では、その賣り手はソグド系商人が多かった。安祿山自身も、「安」というソグド姓を持つソグド系商人であったことはよく知られている。

当時の唐代の馬の賣買にソグド系の者が関わっていたことは、編纂史料からもうかがえる<sup>6</sup>。ソグド系商人がそれらの馬賣買のルートを掌握し、さらには唐王朝の官職を得たソグド系の者とも取引をし、唐王朝全土にそのネットワークを広げていたことが考えられる。

<sup>5</sup>73TAM509:8/13 (a) 之一「唐開元二十(732)年瓜州都督府給西州百姓遊撃將軍石染典過所」(圖録・録文『吐魯番出土文書』肆、pp.275-276)

<sup>6</sup>たとえばオルドス内にいたソグド系の集團である六胡州は馬を飼育することを生業とし、唐王朝に馬を賣り、遊撃將軍の地位を得ていた〔中田 2009、p.48〕。

おそらく、西州もそのソグド系の者がつくりあげたネットワークに組み込まれていたのではないだろうか。

## おわりに

このように西州における「私的所有の馬」を手がかりに、その馬を供給する「群牧」を考察し、さらに西州での私的な馬賣買について私見を述べてきた。

従来、唐代の「監牧」と「群牧」について、「監牧」が官有であることは夙に指摘される場所であったが、「群牧」については、官有であるか、私有であるかについては論じられることはあまりなかった。本稿では、少なくとも、西州の「群牧」には私有のものがあつて、唐王朝の馬供給源として、重要な意味を持っていたことが考えられることを述べた。

さらに、河西節度使が西州で馬を買い付けるために派遣した河西市馬使の米眞陀は、「米」というソグド姓を持つソグド系の者であった。そのほか、西州において馬の賣買を行っていた石染典なども「石」というソグド姓を持つ。

このように八世紀、私的な馬の賣買が頻繁に行われていた西州では、その賣り手はソグド系商人が多かつた。

おそらくソグド系商人がそれらの馬賣買のルートを掌握し、さらには唐王朝の官職を得たソグド系の者とも取引をし、唐王朝全土にそのネットワークを広げていたことが考えられる。おそらく、西州もそのネットワークに組み込まれていたのではないだろうか。唐王朝にとって、ソグド系商人の商業ネットワークと、その重要商品の一つであつたであろう馬は、王朝存立のために缺かせないものとなつていったのである。

### 【圖録・録文略號】

Maspero, H. 1953: *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*, London, The Trustees of the British Museum.

『圖文』: 『吐魯番出土文書』 壹～肆 (圖文對照本)、中國文物研究所等編、北京、文物出版社、1996年。

『大谷』 III: 『大谷文書集成』 III、小田義久編、京都、法藏館、2003年。

沙知、吳芳思 2005: 『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻: 非佛經部分』 1～2、沙知、吳芳思編、上海、上海辭書出版社。

『明鈔本天聖令』：『天一閣藏明鈔本天聖令校證』（上・下）、天一閣博物館、中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證、北京、中華書局、2006年。

### 【史料】

『資治通鑑』北京、中華書局、1956年。

『舊唐書』 / 『新唐書』北京、中華書局、1975年。

『唐六典』北京、中華書局、1992年。

### 【參考文獻】

《日本語・五十音順》

赤木崇敏 2008：「唐前半期の地方文書行政——トウルファン文書の検討を通じて」『史學雜誌』117-11、pp. 75-102。

荒川正晴 1989：「唐河西以西の傳馬坊と長行坊」『東洋學報』70-3/4、pp. 35-69。

——— 1990：「スタイン將來“蒲昌群文書”の検討——Ast.III.3.07.08.037 號文書の分析を中心にして」『西北史地』、pp.23-44。

——— 1993：「中央アジア地域における唐の交通運用について」『東洋史研究』52-2、pp.23-51。

——— 1995：「北庭都護府の輪臺縣と長行坊——アスターナ五〇六號墓出土、長行坊關係文書の検討を中心として」小田義久先生還曆記念事業會編『小田義久博士還曆記念 東洋史論集』、京都、龍谷大學東洋史學研究會、pp.93-125。

——— 1997：「唐代トウルファン高昌城周邊の水利開發と非漢人住民」『近世・近代中國および周邊地域における諸民族の移動と地域開發』（平成7・8年度科研報告書 研究代表・森安孝夫）、pp.49-64。

——— 2000：「唐朝の交通システム」『大阪大學大學院文學研究科紀要』40、pp.199-335。

池田温 1980：「敦煌の流通經濟」池田温編『講座敦煌 3 敦煌の社會』東京、大東出版社、pp.297-343。

小笠原宣秀 / 西村元祐 1960：「唐代役制關係文書考」西域文化研究會編『西域文化研究第三 〈敦煌吐魯番社會經濟資料（下）〉』、京都、法藏館、pp.133-167。

坂上康俊 2008：「天聖令の藍本となった唐令の年代比定」大津透編『日唐律令比較研究の段階』東京、山川出版社。

謝成俠（千田英二譯）1977：『中國養馬史』、東京、日本中央競馬會弘濟會（北京、科學出版社、1959）。

- 高田時雄 2009：「漢字の西方波及」高田時雄編『漢字文化三千年』、京都、臨川書店、pp.255-275。
- 辻正博 2002：「草創期の敦煌學と日本の唐代法制史研究」高田時雄編『草創期の敦煌學』、東京、知泉書館、pp. 149-175。
- 内藤乾吉 1960：「西域發見唐代官文書の研究」西域文化研究會編『西域文化研究第三〈敦煌吐魯番社會經濟資料（下）〉』、京都、法藏館、pp.ii-iii、口繪 2、圖版 9。
- 中田裕子 2009：「六胡州におけるソグド系突厥」『東洋史苑』 72、pp.33-66。
- 仁井田陞 2001：『唐宋法律文書の研究』、東京、東京大學出版會（1937年初出。）
- 日比野丈夫 1963：「唐代蒲昌府文書の研究」『東方學報』 33、pp.267-314。
- 藤枝晃 1956：「長行馬」『墨美』 60、pp.2-34。
- 《中文・ピンイン順》
- 七小紅 2006：『唐五代畜牧經濟研究』、北京、中華書局。
- 陳國燦 1994：『斯坦因所獲吐魯番文書研究』武昌、武漢大學出版社。
- 孔祥星 1981：「唐代新疆地區的交際組織長行坊-新疆出土唐代文書研究」『中國歷史博物館』 1981-3、pp.29-38, p.66。
- 黃正建 2006：「天一閣藏天聖令的發見與整理研究」『唐研究』 12、北京、北京大學出版、pp. 1-8。
- 馬俊民・王生平 1995：『唐代馬政』、西安、西北大學出版社。
- 寧志新 2005：『隋唐使職制度研究（農牧工商編）』、北京、中華書局。
- 王冀青 1985：「唐交通通訊用馬的管理」『敦煌學輯刊』 1985-2、pp.35-54
- 張沛 2003：『唐折衝府匯考』、西安、三秦出版社。

（作者は龍谷大學佛教文化研究所研究員）